

監査役と会計監査

～令和3年7月19日の最高裁判例が示唆すること～

獨協大学 法学部 教授
高橋 均

2022年7月22日

高橋均：獨協大学法学部教授・監査懇話会特別顧問

【略歴】

一橋大学博士（経営法）。

昭和55年新日本製鐵株式会社（現、日本製鐵株式会社）入社。

法務をはじめ、子会社管理・監査・企画等のコーポレート部門を中心に業務。

Nippon Steel U.S.A., Inc, Senior Manager (in Chicago)、鋼管営業部企画・調整室長、
監査役事務局部長等を歴任。

その後、社団法人日本監査役協会常務理事、獨協大学法科大学院教授を経て現職。

埼玉弁護士会綱紀委員会委員。

一般社団法人GBL（グローバルビジネスロー）研究所理事。

専門は、商法・会社法、金融商品取引法、企業法務。

企業法学会（理事）・国際取引法学会（理事）・日本私法学会・日米法学会・日本内部統制研究学会・日本監査研究学会・東京大学商法研究会・九州大学産業法研究会所属。日本学術会議連携会員。

法理論と企業実務の双方からのアプローチを実践している。



【主著】

『上級商法ガバナンス編（第2版）』商事法務（分担執筆、2006年）

『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』同文館出版（2008年）

『最新・金融商品取引法ガイドブック』新日本法規館出版（共編著、2010年）

『世界の法律情報～グローバル・リーガル・リサーチ～』文眞堂（共編著、2016年）

『グループ会社リスク管理の法務（第3版）』中央経済社（2018年）

『改訂版・契約用語使い分け辞典』新日本法規出版（共編、2020年）

『実務の視点から考える会社法（第2版）』中央経済社（2020年）

『監査役監査の実務と対応（第7版）』同文館出版（2021年） 他

目 次

I. 論点	4頁
II. 監査役と会計監査	5頁
1. 監査役における会計監査	
2. 会社機関設計の違いによる会計監査の実務の違い	
3. 会計限定監査役	
III. 監査役による会計監査に関する裁判例	7頁
1. 監査役の任務懈怠責任が認容された事案	
2. 会計監査に関して監査役の責任が争点となった裁判例(平成以降)	
IV. 最高裁判決の意義と示唆	13頁
1. 最高裁判決の意義	
2. 最高裁判断の射程	
3. 会計帳簿への対応	
4. 計算書類に関する会計監査人非設置会社監査役の対応例	
5. 業務監査への応用	
V. 本事案の補足論点	20頁
1. X社取締役の対会社責任	
2. X社取締役の第三者としてのY監査役に対する責任	

I.論点

1. 会計監査における会計限定監査役の責務
2. 有資格者と監査役の責任の程度
3. 最高裁判旨の射程と監査役監査に対する示唆

Ⅱ.監査役と会計監査

1. 監査役における会計監査

- ・ 会社は、計算書類及びその附属明細書について、監査役の監査を受けなければならない（436条1項・2項）。
- ・ 監査役は、計算書類等を監査した方法・内容及び監査役の意見を記載した監査報告の作成義務がある（会施規129条、会算規122条・127条）

2. 会社機関設計の違いによる会計監査の実務の違い

（1）会計監査人設置会社の監査役の場合

- ・ 会計監査人の監査の方法と内容が相当であるか確認した上で、監査役監査報告に記載（会算規127条2号・128条2項2号）

（2）会計監査非設置会社の監査役の場合

- ・ 自ら、会計帳簿の閲覧等を通じて、会計監査を実施し、監査役監査報告に記載

3. 会計限定監査役（389条1項）

- ・ **非公開会社**は、定款で監査役監査の範囲を会計監査業務に限定することが可能
- ・ 会計限定監査役の職務権限は会計監査権限に限定（389条2項～6項）
- ・ 会計限定監査役の会社は、監査役設置会社（2条9号）に含まない。
- ・ 会計限定監査役であることは、**登記事項**（911条3項17号イ）

Ⅱ.監査役と会計監査

(参考) 会計限定監査役の立法経緯

昭和25年以前 : 監査役は、業務監査と決算検査の職責

昭和25年商法改正 : 監査役は会計監査に限定

※取締役会に監督機能を持たせたため

昭和49年商法改正 : 監査役に業務監査権限が復活

昭和49年商法特例法 : 小会社は、会計監査に限定

※小会社＝資本金1億円未満かつ負債総額200億円未満

平成17年会社法 : 非公開会社（譲渡制限会社）の監査役は、会計監査限定も可能

Ⅲ.監査役による会計監査に関する裁判例

1.監査役の任務懈怠責任が認容された事案

(1)事案の概要

①当事者

原告：X社（一般製版印刷業を業とする資本金9,600万円の株式会社）

被告：Y監査役（昭和42年7月から平成24年9月までX社の会計限定監査役。
公認会計士かつ税理士の有資格者）

②経緯

- ・ X社の本件従業員は、平成19年2月から平成28年7月までの約9年半の間、X社名義の当座預金口座から自己名義の普通預金口座に126回にわたり、総額2億3,523万円余を送金する横領
- ・ Y監査役は、各期の会計監査において、本件従業員から提出された残高証明書が偽造されたものであるとの疑いを持たないまま会計帳簿と照合し、計算書類等の表示と会計帳簿の内容が合致しているとし、X社の財産及び損益の状況が全ての重要な点において適正に表示している旨の意見を監査役監査報告に記載・提出
- ・ 平成28年7月に、取引銀行からの指摘を受け、本件従業員の横領が発覚
- ・ そこで、X社は、Y監査役に対して、本件口座の残高証明書の原本確認等を行わなかった任務懈怠がありX社が損害を被ったとして、総額1億1,100万円の支払を求めた。

Ⅲ.監査役による会計監査に関する裁判例

1.監査役の任務懈怠責任が認容された事案（続き）

(2)裁判所の判断

①千葉地方裁判所（千葉地判平成31年2月21日金判1579号29頁）

i) 結論

- ・ X社の請求の一部認容（Y監査役に、5,763万円余の支払判決）

ii) 対応

- ・ X社及びY監査役ともに、判決を不服として東京高裁に控訴

②東京高等裁判所（東京高判令和元年8月21日金判1579号18頁）

i) 結論

- ・ Y監査役の主張を認め、X社の請求棄却

ii) 対応

- ・ X社は判決を不服として、最高裁に上告

③最高裁判所（最判令和3年7月19日金判1629号8頁）

i) 結論

- ・ X社の請求を認め、原審判決を破棄し、審理を東京高裁に差し戻し

Ⅲ.監査役による会計監査に関する裁判例

1.監査役の任務懈怠責任が認容された事案（続き）

(3)最高裁の判旨

「計算書類等が各事業年度に係る会計帳簿に基づき作成されるものであり（会社計算規則59条3項）、会計帳簿は取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものであるとはいえ（会社法432条1項参照）、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類の監査を行ってよいものではない。」

「監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。」

「会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うにあたり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。」

「Y監査役が任務を怠ったと認められるか否かについては、X社における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らしてY監査役が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要がある、また、任務を怠ったと認められる場合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無についても審理をする必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする」

Ⅲ.監査役による会計監査に関する裁判例

1.監査役の任務懈怠責任が認容された事案（続き）

(4)草野耕一裁判官(裁判長)の補足意見の抜粋

「会計限定監査役は、公認会計士又は監査法人であることが会社法上求められていない以上、Y監査役が公認会計士資格を有していたとしても、**X社の監査に当たりY監査役にその専門的知見に基づく公認会計士法2条1項に規定する監査を実施すべき義務があったとは解し得ない・・・。**」

「監査役の職務は法定のものである以上、会社と監査役の間において監査役の責任を加重する旨の特段の合意が認定される場合は格別、そうでない限り、**監査役の属性によって監査役の職務内容が変わるものではない・・・。**」

「Y監査役の具体的任務を検討するに当たっては、上記の論点を踏まえ、本件口座の実際の残高と会計帳簿上の残高の相違を発見し得たと思われる具体的行為（括弧内略）を想定し、本件口座の管理状況についてX社から受けていた報告内容等の諸事情に照らして、**当該行為を行うことが通常の会計限定監査役に対して合理的に期待できるものか否かを見極めた上で判断すべきであると思われる。**」

(5) 各裁判所の判断の比較

審級 主な論点	千葉地裁	東京高裁	最高裁
会計帳簿への信頼	不正リスクが相対的に高い場合には、原本による確認等を行う注意義務を負っている。	会計帳簿の信頼性欠如が容易に判断可能であるなどの特段の事情がない限り、会計帳簿の記載内容を信頼し、計算書類等の内容と合致しているのを確認すればよい。	会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提とすべきではない。
有資格者の善管注意義務の水準	専門的能力を有さない一般的な監査役よりは、善管注意義務の水準は高い。	有資格者も一般的な監査役と同水準	東京高裁と同旨(草野裁判官の補足意見)
取締役との関係	取締役にも責任があるとする過失相殺を否定	・使用人の不正を防止すべき第1次的責任を負うのは取締役 ・恣意的に一部の者のみを責任の対象とするのは、信義則に反し、権利濫用	特に言及無し

Ⅲ. 監査役による会計監査に関する裁判例

2. 会計監査に関して監査役の責任が争点となった裁判例（平成以降）

※は、会計限定監査役以外の事例

(1) 監査役の責任を否定

① 浦和地判平成8・11・20（判タ936号232頁）

- ・ 粉飾決算の方法は取引先の協力も得た巧妙なものであり、粉飾を発見することは極めて困難

② 東京地判平成17・6・27（判時1923号139頁）

- ・ 破産した会社の粉飾決算等による取引先の損害と虚偽記載との間の因果関係は認められない。

③ 東京地判令和2・6・12（LEX／DB25585164）※

- ・ 仕入代金関連を巡る事象に対し、原告の損失と監査役の任務懈怠との因果関係は存在せず

(2) 監査役の責任を肯定

① 東京地判平成4・11・27（判時1466号146頁）

- ・ 監査役（弁護士資格有り）が粉飾決算を長らく放置

② 名古屋高判平成23・8・25（判時2162号136頁）

- ・ 不適切な会計処理に関連して、監査役が、弁護士でもありながら代表取締役の違法な投資勧誘を阻止しなかったこと

IV.最高裁判決の意義と示唆

1. 最高裁判決の意義

- ・計算書類等が会社の財産及び損益の情報をすべての重要な点において適正に表示するために、単に計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、会計限定監査役として、その任務を尽くしたとは言えないとし、**会計監査の方法に言及した最高裁として初めての判断を示したこと**

★ 名目監査役に対する警鐘

2. 最高裁判決の射程

- ・会計限定監査役にとどまるのではなく、会計監査人非設置会社の監査役にもその射程が及ぶと考えられること
 - c f : 会計監査人設置会社の監査役は、職業的専門家である会計監査人が会計監査を一次的に実施し、監査役は会計監査の方法・内容の相当性を判断
- ・但し、業務監査権限を有している監査役は、不正会計を知る若しくは知り得る状態になったときは、**適切に法的権限（取締役への報告義務・違法行為差止請求権・会社を代表して訴訟提起）を行使する必要があることには留意**
- ・最高裁判決の基本的な考え方は、業務監査を行う上でも示唆を与えていることから、全ての監査役にとって改めて実務方法を再確認する意味があること

IV.最高裁判決の意義と示唆

3.会計帳簿への対応

(1)監査役の責務

- ・計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との**合致の程度を確かめること**（会算規121条2項）
⇒計算書類及びその附属明細書の情報が適正に表示されていることを監査すること
- ・会計帳簿（仕訳帳・総勘定元帳・各種の補助簿）は、計算書類等の作成の基礎となるもの（会計規59条3項）
⇒システム化が進んで、会計帳簿の数値はそのまま計算書類の数値となることが一般的（経理担当者のインプットなどの手を極力介さない）であることから会計帳簿の信頼性の担保は重要

(2)論点

- ・監査役は、会計帳簿そのものの正確性（信頼性）を直接、監査（確認・チェック）しなければならないのか？
⇒最高裁の判旨は、監査役自身が会計帳簿を直接監査する義務があるとしている訳ではなく、会計帳簿の内容が正確であることを**当然の前提とすべきではない**としているに過ぎない。
⇒監査役としては、会計帳簿の信頼性を判断し、必要に応じて確認することを判示していると解せられる。
※最高裁が例示している確認方法：取締役等に報告を求めること・基礎資料を確認すること

IV.最高裁判決の意義と示唆

3. 会計帳簿への対応(続き)

(3) 監査役としての会計帳簿信頼性の判断基準と確認方法の実務

①信頼性判断基準

i) 重要性の原則

□金額的な大きさ

- ・ 計算書類に与える影響度

□勘定科目の内容

- ・ 現預金等

ii) 管理状況（不正リスクの可能性）

□経理・会計処理の滞り

- ・ 経理担当が一人又は数人
- ・ 経理担当者の能力が不十分

□経理・会計処理のチェック体制の不備

- ・ ベテラン経理担当者に任せきり
- ・ 経理担当者の長期配置化（定期的な人事ローテーションが実施されず）
- ・ 複数のチェック体制となっていないこと
- ・ しかるべき管理者が最終責任者として確認する体制となっていないこと

IV.最高裁判決の意義と示唆

3. 会計帳簿への対応(続き)

②確認方法

i) 直接的な方法

□会計帳簿のサンプリングチェック

- ・ 重要な会計帳簿をサンプリングとして抜き出し、原本・オリジナル資料と確認
- ※サンプリングの程度は、会計帳簿の信頼性の判断基準による。
- ・ 会計帳簿の関連資料を入手し確認

ii) 間接的な方法

□経理・会計部門の体制チェック

- ・ 経理担当役員又は管理職から、人員体制や経理システムの整備状況について、ヒアリング・書面質問・チェックリスト等により確認

IV.最高裁判決の意義と示唆

4. 計算書類に関する会計監査人非設置会社監査役の対応例

①基本的考え方

- ・会計監査人設置会社と異なり、監査役が会計監査人の監査報告を代替する機能を持つことになるため、計算書類に関する監査報告の内容も異なることに注意（事業報告に関する監査役監査報告は同じ）

②具体的な実務（下記の5つの方法のどれかを実施、可能ならば複数）

★全く実施しないということは、善管注意義務の観点から避けること

方法1：会計処理の状況や人員体制等内部統制の観点から確認した上で、必要に応じて、会計帳簿の基礎資料を自ら確認する。

方法2：経理・財務部門や内部監査部門のモニタリング等に参加・同席

方法3：会計監査のためのチェックリストの活用

例：日本監査役協会「会計監査人非設置会社監査役のための会計監査チェックリスト」の活用（協会のHP電子図書から入手可）

方法4：会計の知見のある者（公認会計士、税理士等）をアドバイザーとして起用

※期末時期等、限定的に財務・会計処理をチェックしてもらう方法と年度を通して委託する方法がある（会計監査人非設置会社を維持）

方法5：会計監査人設置会社への移行を検討（定款変更による株主総会特別決議が必要）

(参考) 会計監査人設置会社における監査役

○期末における会計監査人との連携方法と相当性判断のポイント

(1) 基本的な考え方

- ・ 会計監査人設置会社の場合は、会計監査人から監査役（会）に対して、会計監査報告の内容の通知が行われる。
- ・ 上記を受けて、監査役は速やかに、会計監査人が行った監査の方法及び結果の相当性を判断し、その内容を監査役（会）監査報告に反映（会社計算規則127条2号、128条2項2号）

(2) 会計監査人の監査の相当性の判断の仕方

- ① 会計監査人からの直接の報告聴取
- ② 会計監査人の監査状況の立会
- ③ 財務部門からの報告聴取や経理資料の確認
- ④ 会計監査人と財務部門との連携状況の確認（議事録やメモの入手等）
- ⑤ 監査法人内の審査・チェック体制
- ⑥ 会計監査実施者の経験年数 等

IV. 最高裁判決の意義と示唆

5. 監査役の業務監査への応用

(1) 基本方針

- ・各事業部からの報告や資料の信憑性・信頼性の確認
⇒各組織体制（人員構成・指揮命令系統）、リスク管理体制（システム化の進捗状況、複数人員のチェック体制等）、業務内容（新規業務か否か）を見極めながら、業務監査の重点化を図ることが必要

(2) 業務委託・アウトソーシングとの関係

- ・業務の一部をグループ会社や委託先に委ねている場合、そこも含めた信憑性・信頼性の確認が必要の場合がある。

(3) 3線(ディフェンス)ラインの機能の確認

- ・現場でのチェック（第1線）、コーポレート部門のチェック（第2線）、内部監査部門のチェック（第3線）の機能状況
- ・独立した内部監査部門がない場合（非上場会社等）では、第3線に代替する体制の確認（第2線のコーポレート部門等）



各組織単位における内部統制システムの視点を意識することの重要性

V. 本事案の補足論点

1. X社取締役の対会社責任

(1) 会社に対する損害賠償責任（会社法423条1項）

- ・ 必要なリスク管理を行っていなかったことに対する任務懈怠は？
⇒ X社は、非大会社のために内部統制システムの構築義務（会社法362条5項）の適用外
⇒ 個別の法令・定款違反ではない。
⇒ X社の取締役らに包括的な善管注意義務が存在するか否か

(2) 論点

長年にわたった従業員の横領は、会社のリスク管理体制の欠如も大きな要因であるとする、善管注意義務の適用の余地はあるのではないか。
⇒ 但し、会社の損害との相当の因果関係の立証は困難か？

2. X社取締役の第三者としてのY監査役に対する責任

(1) 第三者に対する損害賠償責任（会社法429条・350条）

- ・ Y監査役が被った損害賠償額に対して、Y監査役がX社の取締役やX社自身に対して求償できないか？

(2) 論点

- ・ 対第三者要件（悪意又は重過失）に該当するか否か？
⇒ Y監査役の善管注意義務違反が肯定された以上、現実的には困難と想定

セミナーへのご参加有難うございました。

【参考書籍】

高橋 均 『監査役監査の実務と対応(第7版)』同文舘出版(2021年)

〃 『実務の視点から考える会社法(第2版)』中央経済社(2020年)

〃 『グループ会社リスク管理の法務(第3版)』中央経済社(2018年)※

※本書は、現在(第4版)を執筆中で年内発刊予定